

訪問看護事業所向け

協定締結医療機関施設・設備整備事業について概要

感染症法第36条の3第1項に規定する医療措置協定を締結する医療機関（以下「協定締結医療機関」という。）の新興感染症への対応力を強化することにより、今後の新興感染症の発生時に速やかに対応できる医療提供体制を構築するため、協定締結医療機関が行う施設整備に対し補助を行います。

1 補助対象者

令和6年8月19日までに医療措置協定を締結した訪問看護事業所又は医療措置協定の協議フォームへの入力済んだ訪問看護事業所

2 補助対象

	補助対象	基準額	補助率
「 <u>自宅療養者への医療の提供</u> 」 に係る医療措置協定を締結する 訪問看護事業所 (感染症法第36条の2 第1項第3号)	個人防護具保管庫の設置 等に要する工事費又は工事 請負費	対象面積1㎡当たり 239,300円	10/10

建物の新築、増築、改築工事に要する費用が補助対象になります。建築工事を伴わず、キャビネットや物置等を購入して設置する場合は、補助対象外です。

○ 建物敷地内に「物置」を設置して、個人防護具を保管する場合、物置本体を土地に定着させるための工事が必要となります。

○ 工事予定の施設、土地が賃貸物件の場合は補助対象外です。

○ 東京都と締結した医療措置協定に記載された個人防護具が保管できる面積分のみが本件補助対象になります。

○ 本件補助を希望する場合、以下の書類の提出等をお願いします。

①「施設整備事業計画書」

②「工事仕様書（設計図面を含む。）」

③「工事見積書及び工事費目別内訳」

④「整備前後の建物の配置図」

⑤「平面図」

⑥「立面図」

⑦「その他、カタログ等」

※上記のほか、審査に必要な書類提出をお願いする場合がございます。

申込に期限がございますので、申込を検討される場合は令和6年8月7日（水曜日）【厳守】までに下記の担当に御連絡ください。必要な手続を御案内いたします。

【担当】

東京都 保健医療局 感染症対策部 医療体制整備第二課 木幡・内田

TEL：03-5320-5880